

学校教育の 基本判例

2

教育法令理論研究会

野に入れつつ、学校管理者の責任について検討する。

事件の概要

本件加害者Xは、昭和六二年に被告W町が設置管理する本件小学校に教諭として赴任し、当時四年生であった本件被害者Aを

教師の犯罪行為と

学校管理者の責任

教師の猥褻・殺人事件をめぐる

広島地方裁判所呉支部平成五年三月一九日判決・判例時報一四八〇号一一二九頁

問題の所在

教師が生徒に対する犯罪により訴追され

た場合、学校管理者の責任が正面から問われることは、常識的に考えれば明らかであるように思われるが、その責任を肯定するための法律構成は、必ずしも単純なもので

はない。学校管理者にとつてみれば、教師の行動を完全にコントロールすることが事実上不可能である以上、個々の教師の全行動に対して全責任を負うのを免れようとすること自体は、必ずしも無責任とは言えないからである。しかしながら、その場合には、どのような管理体制、指導体制を整えておいたかが、管理者の責任の成否の判断に際して、極めて重視されることは言うまでもない。

本稿では、公立小学校六年生の生徒が担任の教諭から猥褻行為を受けたうえ殺害された、といういささか極端な事例を取り上げ、一般論として教師の非違行為全体を視

六年生時まで担任していた。Aは努力型の明るい性格で、学級委員としての務めもよくこなしていたことから、Xは次第にAを好ましく思い、特に目をかけるようになっていた。Xは、平成元年九月頃から、教室内の後ろの隅にある自己の席が他の生徒らから見えにくくなっているのを奇貨として、学級委員としての報告に来たAの唇に口づけをしたことがあり、Aが拒むこともできないでいるのを、自己を慕っているものと勝手に解釈し、以後、Aを膝の上に乗せてブルマー越しにその臀部を撫でたり、胸に手を差し入れて触ったり、さらには体操服をめくり上げて乳首を吸ったり、パンティ

の下に手を差し込んで陰部を触ったりするほどになった。

平成二年三月九日頃、男子生徒CらがAの私物のカセットデッキを見つけ、中のテープに「ため息をしているような」音声が入っていたことから、XのAに対する猥褻行為の状況が録音されたものと考え、再録して家へ持ち帰った。保護者Dから連絡を受けた校長Yは、C方を訪ねてテープを試聴し、同席した約一〇人の男子生徒からXの行状等について事情を聴き、生徒らの訴えの内容の重大さを考え、事が外部に広がることを恐れ、テープを預かって帰宅した後、自宅で内一本を残し、他のテープの録音内容を消去した。

一方、県教育長Zは、三月二二日、県教育委員会から、Xの女子生徒に対するいたずらに関する照会を受け、Y校長から経過の説明を受けて、事態が極めて深刻であると考えたが、翌日の卒業式に影響が及ぶことを恐れたY校長の意向もあって、テープを預かり、Xからの事情聴取は式後に行う

よう指示した。翌二三日の卒業式が終了した後、Y校長とZ教育長は、Xに事実関係を確かめた。Xは当初、性的いたずらの事実を全面的に否定していたが、Aに確かめる旨を告げたところ、事実関係をほぼ全面的に認め、精神的に相当落ち込んだ様子であったが、次第に落ち着き、「辞めるときは就職の斡旋をしてほしい」などと話していた。Z教育長は、Xに対し顛末書を書いて翌日持参するよう指示する一方、Y校長に対しては、Xに付き添って自宅まで送るよう指示した。

同月二五日、Z教育長はY校長に対してAの保護者である原告Bらのもとに謝罪に行くよう指示し、Y校長はXと一緒にBら宅に赴いたが不在であった。その際、Y校長は、Xに対し、Bらが在宅することを確認した上で改めて一緒に謝罪に行くこと、単独行動はせず家において連絡がつくようにしておくこと、等を指示していた。Xは、親戚や妻の強い勧めもあって、Y校長と電話連絡がとれないまま、午後九時前頃、妻

とBら宅を訪ねたが、Bらが不在であったため目的を果たせず引き上げた。

翌二六日は日曜日であったが、Xは午前九時前頃、「町の教育委員会に行つてくる」と妻に言いながら、町教委事務所へは行かず、車でA方へ向かい、「ちよつと学校のことでは話がある」と言つてAを自己の車の助手席に乗せ、五、六キロメートル離れた人気のない海岸空地に連れて行き、同空地においてAを殺害した。Xの供述によれば、「後部座席で土下座をし、『先生はこれまであなたの体に触ったりして悪かったのう。すまんかった、いやじゃったろうのう』と詫びたところ、Aが『いやじゃった』と答えたため、それまで自己に好意を持ち、そのような行為を許容していたと思つていたのでその答えを意外に受けとめた。そして、自己の性的ないたずら行為が発覚したうえ、その場面の録音と称されるテープが出回ってしまったことで、将来、Aが中傷等されることを気遣い、『頑張つていけるか』と問い掛けたところ、下を向いて涙ぐみ返事

をしなかったことから、自己の行為に対する悔みとAの将来に対する哀れみの情を募らせ、この際、Aの命を奪ってしまったほうが、これから先続くであろう苦しみからAを解放してやることになるとの考えにとられて、とっさに殺意を生じ殺害に及んだ」というのである。

Xは殺人罪で起訴され、懲役一三年の刑が確定している。本件は、以上の事実関係の下で、BらがW町に対し、損害賠償約五〇〇〇万円の支払を求めたものである。

判決要旨

請求一部認容（損害額約五〇〇万円からXが支払った三〇〇〇万円を控除した残額を認容）。「Xは、学級委員であるAが自己のもとに来た際に、担任教諭の地位を利用して猥褻行為に及んだものであり、それが授業時間に接した時間に教室内で敢行されたことをも総合すると、Xの右不法行為は、公立学校の教育活動という公権力の

行使にあたる同人の職務行為の外形の中にあったといふべきである」。

「Aは、殺害された当時本件小学校に在籍中であり、Xは、担任教諭として、学校での教育活動及びこれと密接不離の係にある児童の生活関係の範囲内において、Aに対し指導権限を有し監督義務を負っていた。従って、「Aの在学中、自己の行為を謝罪し、Aが受けた心身の打撃を回復させるよう努めることは、担任教諭として職務上当然の義務でもある。それゆえ、Aの自宅を訪問することもまたその職務内容に属するものと解される。又、XはAを連れ出したうえ殺害行為に及んでいるところ、右連れ出し行為は謝罪目的と相容れないとまではいえず、その際、私的な用件を装ったのではなく、『学校のことと用がある』と言うなどして呼び出していることが認められ、右連れ出し行為は、なお、Xが右職務を行うにつきなした行為といふことができ

争点の検討

本件におけるWの責任の成否に係る主要な争点は、XによるAに対する猥褻行為及び殺害行為について、いわゆる「職務執行性」があつたか否かである。被害者の権利ないし利益を加害者が侵害した場合に、損害賠償責任を負うべき者は原則として加害者本人であるが、加害者に対して指揮命令をする関係にあつた者も、被害者に対する損害賠償責任が及んでくることがある。このことの根拠条文は、加害者が私人の場合については民法七一五条、公務員である場合はについては国家賠償法（以下、「国賠法」と略する）一条である。もつとも、両条文は、加害者本人の行動が、指揮命令関係の範囲内で生じたものであること、すなわち、民法七一五条については「事業ノ執行」について生じたものであること、国賠法一条については「公権力の行使」に当たること、が使用者又は国若しくは公共団体

の責任の成立にとって必要であるとしてい
るが、現在の判例では、国公立学校におけ
る教師の教育活動が、国賠法一条にいう
「公権力の行使」に当たることについては
見解が確定しているし（最高裁判所昭和六
二年二月六日判決・判例時報一二三二号一
〇〇頁）、私立学校における教師の教育活
動が、事業の執行に当たるとは当然であ
ると考えられている。

問題となるのは、本件におけるXの行動
が、猥褻及び殺人という犯罪行為であり、
これが学校管理者との間における「指揮命
令関係の範囲」に含まれるかである。常識
的に考えれば、学校教育活動の中に生徒に
対する猥褻行為や殺害行為が含まれるはず
はないから、かかる行為が教師の「職務」
に該当しないことは明らかである。しかし
ながら、この考え方を徹底させると、被用
者又は公務員の犯罪行為ないし非違行為に
よって被害を受けた者は、加害者本人に賠
償能力がない場合、十分な賠償を受けるこ
とが困難となる。又、職務の範囲に属しな

い行為であっても、それが職務の外形を伴
っていた場合には、かかる行為について使
用者ないし管理者の指揮命令が及んでおり、
使用者ないし管理者が責任を負うと期待す
ることが、被害者や第三者の通常感覚で
あると考えられる。

このようなことから、現在の判例では、
いわゆる「外形理論」、すなわち、客観的
に職務の外形がある限り、被用者の行為に
対して使用者は原則として責任を負うこと
となる反面、第三者の側に悪意又は重過失
がある場合には、外形上職務執行性がある
と信じたことにつき第三者を保護する理由
がないとして使用者責任を否定するという、
民法七一五条や国賠法一条の文言からは直
ちには導かれられないような利益衡量基準が確
立するに到っている（最高裁判所昭和四四
年一月一八日判決・最高裁判所民事判例
集二三卷二一〇七九頁）。以上のこと
は、学校の管理者の側から見れば、明らか
に教師としての職務に反する犯罪行為ない
し非違行為についても、それが職務の外形

を伴ってなされた場合には、その結果につ
いて民法七一五条ないし国賠法一条に基づ
いて責任を負わされる場合がある、という
ことであり、被用者ないし公務員としての
教師に対する指導管理体制が正面から問わ
れるという、重大な意味を持っている。

もつとも、冒頭で述べたとおり、学校の
管理者としては、個々の教師の全行動をコ
ントロールすることは事実上不可能であり、
その行動について全責任を負わされるのは
不合理である場合も少なくない。このため、
民法七一五条では、一項但書において、使
用者が被用者の選任監督について過失がな
かった場合には、使用者責任を問われない
旨を規定している。しかしながら現実の事
件では、かかる使用者の免責事由の存在は
事実上認められておらず、結果として使用
者責任は、管理者の過失の有無を問わずに
責任が課される、いわゆる「無過失責任」
に近くなっている。被害者にとって事業内
部における選任監督の態様につき反証を挙
げることが必ずしも容易でない場合が多い

から、使用者責任が事実上無過失責任化することは、被害者と使用者との衡平の観点からすれば一般的には妥当であると考えられるが、使用者としての学校の管理者にとつては、免責の余地が事実上ないという現状を重視すべきであろう。ちなみに、国賠法一条に基づく国又は公共団体の責任については、公務員個人に代わって国又は公共団体が責任を負う（いわゆる「代位責任」とされており、免責の余地が理論上も存在しない。従って、公務員の犯罪行為については職務の外形が認められる場合には、国又は公共団体が全責任を負うこととなる。そして、公務員個人に対しては被害者からの責任追及ができず（最高裁判所昭和三〇年四月一九日判決・最高裁判所民事判例集九卷五号五三四頁）、国又は公共団体から被害者に対していったん賠償がなされた後、当該公務員に対して求償がなされる、という構造が採用されている。

① Xの行動が教員としての職務に関連した

状況の下で行われていること、② 殺害行為に到る連れ出し行為についても、職務上の理由を用いていること、他方で、③ Y校長やZ教育長にしても、Xに単独行動をしないよう指示する程度にとどまり、Aに対する被害拡大の防止について特に対処を図っていないこと、さらに、④ 生徒や保護者は教師の配置について実質的に自己の意見を反映させる余地がなく、教師の人格的な資質については学校の管理者にある程度重い責任を負わせることがむしろ必要であると考えられることからすれば、Xの行為に職務執行性があり、学校管理者であるW町らが損害賠償責任を負うべきであると判断されたことは、やむを得ないものと思われる。

なお、本件の被害者Aは小学生であり、Xの行為が一方的な犯罪行為であったことは特に争われていないが、状況によつては、教師と生徒との間の男女関係等のもつれが犯罪行為ないし非違行為として問議の対象となることもあり得るものと考えられる。

この場合には、教師と生徒との男女関係等

の在り方について学校管理者が管理指導すること自体が果たして妥当か、教育上の公平の観点から個人の行動が法的に規制できるか、といった点も議論の対象となつてくるから、問題がさらに複雑となることは避けられないように思われる。

参考文献

本文中に引用した判例のほか、四宮和夫『不法行為』（一九八五年）青林書院、塩野宏『行政法Ⅱ』（第二版、一九九四年）有斐閣（星野 豊／筑波大学助教授）